

CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE



Newsletter

September 2016

Corporate & Tax Global Update ニューズレター Vol. 2

はじめに

本 Corporate & Tax Global Update は、グローバルローファームであるベーカー・マッケンジーのネットワークを最大限に活かし、日本と世界の会社法務と税務の「今」をタイムリーにお届けしています。Vol. 2 となる本号では、平成 29 年度税制改正で議論となったスピノフ税制に関して詳細を解説する他、日本・アジア・米国・欧州の最新情報をお届けします。本ニューズレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

日本

- [会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布](#)
- [平成 29 年度税制改正の議論～スピノフ税制の導入要望](#)
- [【OECD／日本】 BEPS 行動 8-10 「利益分割法に関する修正ガイダンス（公開討議草案）」を公表－実際利益への PS 法の適用には、取引の両当事者に“経済的に重要なリスクのシェア”を求める－](#)

アジア

- [【中国】贈収賄罪の適用基準及び罰則の明確化](#)
- [【タイ】クラスター政策における新たなスーパークラスターの追加](#)
- [【マレーシア】新買収・合併コード及び証券委員会の新ルールの新規定](#)
- [【台湾】海外 e コマース業者に対する VAT 課税の可能性](#)

米国

- [Proposed Regulation 385 に関する公聴会](#)

欧州

- [【英国】英国現代奴隷法に基づく声明公表義務の期限が迫る](#)
- [【ルクセンブルク】新会社法の施行](#)
- [【英国】UK resident non-domiciliaries に対する課税制度の改正](#)

日本

会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布

本年 8 月 17 日、厚生労働省より、①会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（いわゆる承継法）施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 140 号）、②分割会社及び承継会社等が講ずべき当該分割会社が締結している労働契約及び労働協約の承継に関する措置の適切な実施を図るための指針の一部を改正する件（厚生労働省告示第 317 号）、並びに③事業譲渡及び合併に伴う労働関係上の取扱いについて会社等が講ずべき措置等に関する指針を定める件（厚生労働省告示第 318 号）が公布され、いずれも本年 9 月 1 日より施行又は適用されている。

承継法施行規則の改正

承継法施行規則の主要な改正点は、承継法第 2 条第 1 項により分割会社等において行うことが義務付けられている労働者への通知に、新たな必要的記載事項として、会社分割によって承継会社等に承継される労働者の労働条件はそのまま維持される旨を記載することが求められる点である。

承継法指針の改正

承継法指針の改正において実務上注目すべき点は、いわゆる 5 条協議（平成 12 年商法等改正法附則第 5 条第 1 項により求められる労働者との個別協議）の対象となる労働者及び協議事項が追加された点である。従前、5 条協議の対象労働者は、承継される事業に従事する労働者のみであった。しかしながら、会社法上、承継される事業に従事していない労働者も、分割契約等に記載することにより労働契約を承継させることができるにもかかわらず、これらの承継される労働者を 5 条協議の対象外とすることに合理的理由は見出しがたいことから、新たに 5 条協議の対象となることが明記された。また、5 条協議の対象事項として、効力発生日以後における分割会社及び承継会社等の債務の履行の見込みに関する事項が新たに追加された。さらに、日本アイ・ビー・エム（会社分割）事件（最高裁平成 22 年 7 月 12 日判決）等における裁判所の判旨に沿って、5 条協議が全く行われなかった場合又は著しく不十分である場合には、個別に労働契約承継の効力を争うことができる旨も、指針に新たに明記された。労働契約承継の効力が争われないよう、指針に従った適時かつ適切な 5 条協議を実施する必要がある。

事業譲渡及び合併に伴う労働関係上の取扱いについての新たな指針

会社分割の場合と異なり、合併及び事業譲渡の際の労働契約承継については、これまで承継法に準ずる労働者保護のための法的措置は特段講じられてこなかったが、今回新たに事業譲渡及び合併に関する労働者保護措置の指針が策定された。指針には、合併について、合併における権利義務の承継の性質が包括承継であり、したがって合併により消滅する会社等との間で締結している労働契約の内容である労働条件は合併後もそのまま維持されるという基本的な考え方が、周知徹底のために明記されている。

事業譲渡については、事業譲渡会社等は、労働者が労働契約の承継を承諾しなかったことのみを理由に当該労働者を解雇することはできないこと、及び承継対象労働者の選定に際し、労働組合に対する不利益取扱いを行ってはならないこと等の基本的な考え方が明記されている。さらに実務上注目すべき点は、事業譲渡の手續に関し、事業譲渡会社等は、承継予定労働者から労働契約の承継につき真意による承諾を得るべく、事業譲渡に関する全体の状況（譲渡会社等及び譲受会社等の債務の履行の見込みに関する事項を含む。）

や、承継予定労働者が勤務することとなる譲受会社等の概要及び労働条件（従事することを予定する業務の内容及び就業場所その他の就業形態等を含む。）について、時間的余裕をもって個別に協議することが適切とされている点である。これは、会社分割における5条協議に準ずる措置といえる。さらに、過半数組合又は過半数代表者との間で、事業譲渡を行う背景及び理由、譲渡会社等及び譲受会社等の債務の履行の見込みに関する事項、承継予定労働者の範囲及び労働協約の承継に関する事項等につき協議し、労働者の理解と協力を得るよう努めることが適当であるとされている。これは、承継法第7条に基づく労働組合等との協議に準ずる措置といえる。事業譲渡における労働契約の承継に際し、これらの協議が全くされないか著しく不十分である場合には、一旦は承継を承諾した労働者から、真意に基づく承諾ではなかったとして、事後に労働契約承継の効力を争われるリスクが高まると考えられるため、可能な限り指針に沿った事前協議をすることが望ましい。

[最初のページに戻る](#)

平成 29 年度税制改正の議論～スピノフ税制の導入要望

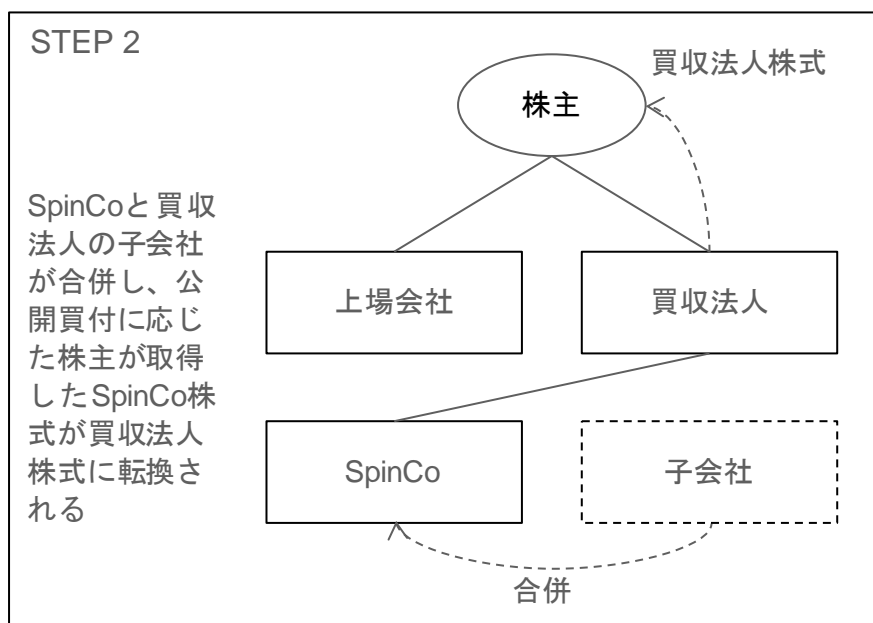
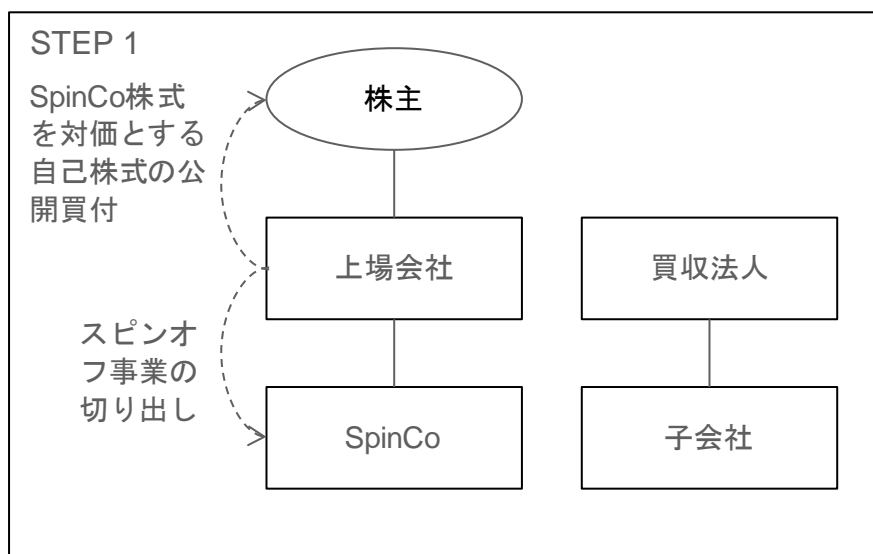
平成 28 年 8 月 31 日、各省庁からの平成 29 年度税制改正要望が公表された。経済産業省は、“第 4 次産業革命を中心とした「攻めの経営」の推進”の一項目として、組織再編税制等の見直しにより、いわゆるスピノフを課税繰延の対象とすることを要望している。同省の改正要望の概要において、特定事業を切り出して独立会社とすることを「スピノフ」とし、基本的に米国におけるスピノフ（又はスプリットオフ等）を想定していると考えられる。米国におけるスピノフは、ある事業を営む子会社の株式（あるいは事業を新たに設立した子会社に移転した場合の当該新子会社の株式）を既存の株主に分配する取引を指し、日本法における既存子会社株式の現物配当又は特定の事業の会社分割及び株式の現物配当（分割承継法人の株式が分割法人の株主に交付されるいわゆる分割型分割）等に相当する。米国におけるスプリットオフは自己株式の取得の対価として子会社株式を株主に交付する取引であり、日本の会社法では、自己株式の取得の対価として既存子会社株式又は特定事業の分割後の分割承継会社の株式を交付する取引等に相当する。

米国において上場会社のスピノフは盛んに行われているとされ、2003 年から 2015 年の第一四半期までの期間には年平均で 15 のスピノフが S&P 500 企業で行われ（J.P. Morgan、2015 年 6 月 “Shrinking to grow”）、2015 年には 58 のスピノフが S&P 1500 企業において行われている（USA TODAY、2016 年 5 月 30 日 “Spinoffs aren't taking off with investors”）。一般的には、複数の事業を営んでいる企業がスピノフをすることによって、スピノフ元の企業と切り離された企業（「Spin Co」）の価値合計が、スピノフ前の企業価値より上昇する、すなわちスピノフによって株主価値を上げることを目的として行われるとされている。

米国における上場会社のスピノフは、特定事業（子会社）を単純に切り離して独立させるだけでなく、上場会社に課税関係を生じさせることなくスピノフ対象事業を第三者に移転させる目的で Spin Co の株式を株主に交付した後、Spin Co を他の会社（事業を取得する会社の子会社）と合併させる Reverse Morris Trust と呼ばれる手法なども含まれ、Reverse Morris Trust は増加傾向にあるのではないかと考えられる。2015 年 7 月に P&G 社が美容製品ブランドをコティ社に 125 億ドルで譲渡すると発表された取引でも Reverse Morris Trust の手法が用いられており、P&G 社が設立する美容製品ブランドを保有する新会社をスプリットオフした後に、当該新会社はコティ社の完全子会社と合併するとされる。P&G 社の株主は、スプリットオフによりその有する P&G 株式の全部又は一部を新会社株式と交換することができ、

交換に応じた旧 P&G 株主は合併により当該新会社株式と引き換えにコティ社の株式を取得することとなる。

(Reverse Morris Trust の構造)



Reverse Morris Trust の手法は、結果として見れば日本会社法上のいわゆる三角分割型分割に類似するとも言えなくはないものの、上記 P&G 社の案件と同様のスプリットオフ型を日本法上で実現しようとするれば、SpinCo 株式又は買収法人の株式を対価とする自己株式の取得を伴う取引になると考えられ、現行の法人税法の建付けでは仮に共同事業要件を充足するとしても全てが非課税取引にはならないと考えられる。

現行の日本の組織再編税制は、支配株主による当事者法人の再編前後における支配が継続される組織再編行為、又は支配関係のない法人との間で共同で事業を行うための組織再編行為を適格組織再編として、組織再編行為を行う法人及びその株主に対する課税を繰延べを基本的構造としている。また、現物分配に関しては、適格現物分配として取り扱われるのは、完全支配関係がある内国法人間の現物分配に限定されている。このことから、発行済株式総数の 50%超を有している支配株主が存在しない上場会社のスピノフ（分割型分割）で、Reverse Morris Trust のように他の企業との結合を伴わな

いものは、切り離す事業に関する含み益が実現し、かつ株主レベルでみなし配当などの課税関係が生じることとなり、基本的には実現不可能と考えられる。このような、現行の組織再編税制の根幹である「支配の継続」又は「他社との共同事業」のいずれも存在しない取引を課税繰延とすることの要件がどのようになるか注目される。

なお、仮にスピノフ税制が何らかの形で導入され、日本の上場会社のスピノフが非課税で行えたとしても、スピノフされる事業が外国においても行われている場合、外国側では基本的には課税取引によりスピノフ事業を切り出すこととなる。この場合、スピノフ事業の切り出しが必要となる国においては、法人税だけでなく VAT 等の間接税の問題、労働法の問題、知的財産の問題等が生じることとなり、これを機動的かつ円滑に行うことのマネージが本社レベルで求められる。

[最初のページに戻る](#)

OECD／日本

BEPS 行動 8-10「利益分割法に関する修正ガイダンス（公開討議草案）」を公表—実際利益への PS 法の適用には、取引の両当事者に“経済的に重要なリスクのシェア”を求める—

2016年7月4日付で、経済開発協力機構（OECD）は、税源浸食と利益移転（BEPS）行動 8-10「利益分割法に関する修正ガイダンス」（以下、「公開討議草案」）を公表した。本公開討議草案は、現行の 2010 年版 OECD 移転価格ガイドラインのガイダンス（第 2 章（移転価格算定方法）パート 3 のセクション C）を大幅に修正したものとなっている。今後、本公開討議草案は、2016年10月11日～12日のパブリックコンサルテーションを経て、2017年に最終化され、その後 OECD 移転価格ガイドラインの該当セクションが改訂されることとなる。

我が国では、これまでに利益分割法（以下、「PS 法」）を用いた大型の更正処分が多く行われてきた歴史を有すること、国際化の進展に伴い海外子会社自らが競争優位の源泉に貢献する事例が中堅企業にまで広がってきていること、並びに、BEPS 行動 13 の移転価格文書（国別報告書、マスターファイル、ローカルファイル）において、収益の重要な源泉、サプライチェーンの概要、重要な無形資産の所有といった PS 法の適用に繋がり得る情報を提出する義務が課されていること等の背景から、（特に新興国等で）PS 法を用いた移転価格課税がこれまで以上に頻繁に行われるのではないかということが懸念されていた。

そして、実際利益に対して事後的に適用される PS 法は、取引の条件設定時点では実際利益について知り得ない状況で関連者間取引が行われ、「後知恵」で実際利益の利益分割が行われることから、適用が極めて煩雑かつ恣意性が入りやすいという特徴（例：分割ファクターの選択、取引当事者の切出し損益の作成、基本的利益の計算（残余利益分割法の場合））を有しているとの指摘がされていた。

このような背景の中で公表された公開討議草案では、以下のような注目に値する新たな記載が示されている。

- （パラ 9）実際利益に対する PS 法を適用する場合、実際の正しい取引の描写に沿って、取引当事者による「経済的に重要なリスクのシェア」が求められる。

- (パラ 18) 比較対象取引の不足だけでは実際利益に対する PS 法の使用を保証するには不十分である。
- (パラ 19) 取引が高度に統合された事業活動の一部である場合において、重要なリスクのシェアが行われている可能性がある。大抵の多国籍企業グループの事業活動はある程度統合されているものであり、「高度に統合された」という意味は、両社の機能、使用する資産、負担するリスクが連結し、個別には評価できない場合である。
- (パラ 21) バリューチェーンの中で、並行統合において高度に統合された事業活動が見られやすい。連続統合においては、統合されたバリューチェーンの中で、各社は個別の機能を果たすことから、信頼できる比較対象取引が見つかることが多い。

このように、本公開討議草案では実際の利益に対する PS 法の適用に関して、取引の両当事者双方に高水準のリスクのシェアを求め (パラ 9)、また、並行統合の場面でより PS 法が最適な算定方法となり得ることを指摘し (パラ 21)、その他の場面での安易な PS 法の適用を牽制する書きぶりとなっている。また、比較対象取引の不足だけでは実際利益に PS 法の適用を保証するには不十分であるとされた (パラ 18) ことも重要な点である。上記の内容は PS 法が適用できる場面を限定するものとなっていると考えられ、本邦多国籍企業にとっても歓迎すべき内容ではないかと思われる。

また、パラ 21 の「連続統合」とは、各関連者の機能・リスク・資産が異なるが、取引としては連続している場合を指し、「並行統合」とは、バリューチェーンにおいて同じ取引段階で、二以上の法人が取引に関与している (例えば二の法人が共に無形資産に貢献し、共に製品を開発し、共に使用している) 場合を指していると解される。ここでは、並行統合の場面に PS 法が適切な場合がある一方で、連続統合の場合には PS 法は適切ではないということを暗に示している。これは、連続統合の場合には各社の果たす機能等が決まっていることから、比較対象企業を見出すことは不可能ではないことによるものと解される。これを受けて、新たに設けられたバリューチェーン分析のパートにおいても並行統合を参照しているものと解される。

パラ 27 では、PS 法が最適な方法となるかどうかの決定に関連して、バリューチェーン分析のパートが追加され、事業活動に係る下記の側面の情報を提供するとしている。

- 市場においてどのように差別を行っているかを含む、取引において鍵となるバリュードライバー (収益の重要な源泉)。
- どのような貢献が独自で価値があるものかの分析を含む、鍵となるバリュードライバーへの関連当事者による資産、機能、リスクに係る貢献の性質。
- 無形資産の形成、開発、改善、維持、保護、使用に関連する重要な機能の実施を通じてどの法人が価値を保護・維持しているか。
- どの法人が経済的に重要なリスクを負い、または価値創造に関連する経済的に重要なリスクの管理機能を果たしているか。
- 各法人はどのように統合して運営され、パラ 21 の並行統合において、機能と資産をどのように配分しているのか。

上記で指摘した通り、本邦多国籍企業においては過去に PS 法を用いた大型課税を経験した企業も少なくない。同じリスクを未然に防ぐためにも、今後

の2017年に公表されるであろう最終報告の内容を注視し、その内容を踏まえながら、移転価格文書の作成、移転価格調査、並びに事前確認（APA）での適切な対応が求められるであろう。

[最初のページに戻る](#)

アジア

中国

贈収賄罪の適用基準及び罰則の明確化

本年4月18日、最高人民法院及び最高人民検察院により、汚職及び賄賂刑事事件の処理における法律の適用に関する若干の問題に関する解釈（关于办理贪污贿赂刑事案件适用法律若干问题的解释）が公表された。中国では、2015年の第9次改正刑法において、贈収賄行為に関して個人及び法人に対する罰則が厳格化されていたところ、司法解釈によって、贈収賄罪（公務員が関連するもの）及び商業賄賂罪に係る適用基準が明確化されることとなった。

本解釈の主要なポイントとしては、①賄賂に、金銭及び有形物に加えて、金銭的価値を有する重大な利益（家の装飾、債務の免除等）や対価が支払われるその他の利益（会員向けサービス、旅行等）等の無形の利益も含まれることが明確化されたこと、②「不正な利益をはかる」に該当すると考えられる具体的状況が明示されたこと、③死刑の適用基準が明確化されたこと、及び④第9次改正刑法において導入された贈収賄行為に係る金額基準（「比較的多額」、「巨額」及び「著しく巨額」）や情状の態様（「比較的重い」、「重い」及び「著しく重い」）につき、該当する具体的な数字や状況が規定され、刑罰基準が明確化されたことが挙げられる。

本解釈は刑法の贈収賄関連規定の適用について有益な実務的指針を示すものであり、中国において事業を行う企業はこれに基づいて実効性のあるコンプライアンス指針を策定することが可能になる。但し、贈賄者又は収賄者が事業体である場合には、本解釈で示された贈収賄行為の金額に応じた刑罰基準が適用されないと解されている点には留意すべきである。

中国では、過去一年間だけでも、第9次改正刑法、内部通報制度に関する新たな規制、反不正競争法の改正案、国家工商行政管理総局による新たなブラックリスト制度、及び医療分野における寄付金に関する新たな規制の導入等、腐敗防止に向けた活発な取組みがみられる。中国において事業を行う多国籍企業は、中国政府による腐敗防止に向けた取組みや法執行の状況について引き続き注意を払う必要がある。

[最初のページに戻る](#)

タイ

クラスター政策における新たなスーパークラスターの追加

タイ投資委員会（BOI）は、2015年9月16日に発効した投資優遇策であるクラスター政策において定められたスーパークラスター（高度技術を使用する産業や次世代産業のためのクラスター）に続き、2016年に入り新たなスーパークラスターの対象事業を公表した。

2つの新たなスーパークラスター

まず、BOIは、航空宇宙産業クラスター及びオートメーション・ロボット工学産業クラスターという2つの新たなスーパークラスター対象事業を発表した。航空宇宙産業クラスターの奨励対象活動には、航空機又は航空宇宙関連機器・設備の製造及び修理が含まれ、対象地域として14県が指定されている。

オートメーション・ロボット工学産業クラスターの奨励対象活動には、オートメーション機械の製造やロボット又はオートメーション設備の組立てが含まれ、いずれの県においても実施可能である。また、BOIは、食品の研究開発促進区（フード・イノポリス）における動植物の育種（バイオテクノロジーに関連しないものに限る）、創造的な製品設計・開発センター、研究開発を含む一定の活動がスーパークラスターの恩典を享受できることとした。フード・イノポリスは、科学技術省及びBOIが承認する地域で実施される必要がある。スーパークラスターにおける事業実施の申請は、2016年12月30日までにBOIに対して行い、また、BOIが例外を認める場合を除き、プロジェクトは2017年12月31日までに収益を挙げなければならない。

医療ハブの奨励措置

さらに、BOIは近時、タイの産業競争力強化の対象事業の一つとして位置付ける、製薬及び医療機器製造産業を奨励するための措置を公表した。これは、医薬品及び医療機器へのアクセスを向上させる一方で、これらの製品の輸入を抑制することによって、タイにおける医療保障を充実させる目的のものとされている。医薬品製造業は5年間（但し、2017年中に申請された場合には最長8年間）の法人税免税を受けることができることとなる。他方で医療機器製造業は中小企業（SME）奨励活動に加えられ、中小企業事業は追加で2年間の法人税免税を受けることが可能となる。なお、病院事業への投資奨励インセンティブは、国家健康憲章の最終化を待って導入される見込みである。

[最初のページに戻る](#)

マレーシア

新買収・合併コード及び証券委員会の新ルールの制定

本年8月15日、マレーシア財務大臣は、2010年買収・合併コードを廃止し、新たに2016年買収・合併コード（Malaysian Code on Take-Overs and Mergers 2016）を制定した。同時に、マレーシア証券委員会は、2016年買収、合併及び強制取得に関するルール（Rules on Take-Overs, Mergers and Compulsory Acquisition 2016）を定めた。

2016年買収・合併コードは、2010年コードと同様、マレーシア資本市場及びサービス法に基づく下位規範として定められている。但し、買収手続きについて詳細な規定をおいていた2010年コードと異なり、2016年コードは買収の際に遵守すべき行為基準となる12の一般原則を定める。代わりに、2010年コードにおける実務注記と同等の位置づけとなる証券委員会のルールが、買収における具体的なルールを定めている。財務大臣が権限を有するコードと異なり、ルールは証券委員会によって改訂することが可能であり、上場会社の買収における規制において柔軟な対応を可能とするものである。

証券委員会の新しいルールは、よりバランスのとれた企業買収の監督体制を構築しようという証券委員会の意向が表れたものになっている。企業買収を容易にする変更がなされた一方で、情報開示の強化や独立アドバイザーの役割・義務の強化によって、より手厚い対象会社の株主の保護が図られている。新ルールにおける主要な変更点は以下の通りである。

公開買付けの要件等に関する主要な変更点

- 新ルールの適用範囲は、上場のビジネス・トラストも含まれることとなった一方、非上場の公開会社については50人以上の株主が存在し、1,500万リンギット以上の純資産を保有するものに限られることとなった。

- スキームによる買収の要件とされていた、公開買付者及び共同行為者（persons acting in concert）が合計 50%超の議決権を保有しているという要件が廃止された。
- 上位法人（対象会社の議決権の 33%超を保有し、対象会社に対して「重大な影響力」を持っている会社）の株式の取得による対象会社の買収について、上位法人の 50%以上の議決権を獲得した場合に限り、義務的公開買付けの規制が及ぶこととされた。
- 2010年コードのもとでは、買収者が対象会社の議決権の 20%～33%を支配的な株主から獲得する場合には義務的公開買付けの規制が及ぶとされていたが、この数的基準は廃止され、証券委員会の裁量的判断に委ねられた。
- 株式オプション及びデリバティブ（株価が上昇した場合に保有者が利益を得るもの）の取得によっても、義務的公開買付けの規制が及ぶこととなった。
- 合意等による支配の取得による義務的公開買付けにおける買付価格について、従来の義務的公開買付けの最低価格に加えて、20取引日の加重平均取引価格のいずれか高い方という制限が定められた。また、任意的公開買付けにおける買付価格は、公開買付期間開始前 3 か月間に公開買付者又は共同行為者が対象会社株式について支払った又は支払う旨の合意をした最高の価格を下回ってはならないとした。

株主の保護の強化に関する主要な変更点

- 逆さ買収又は対等買収の場合には、買収者側の企業にも独立アドバイザー（independent advisers）を選任することが求められることとなった。
- 公開買付けの直前又は期間中における一部株主との間の有利な条件での取引の制限が、公開買付け期間後 6 ヶ月の期間にも適用されることとなった。また、何が有利な条件に該当するかについて明確化が図られた。
- 買収者は、公開買付けの実施及びその公表の前に、買収者は公開買付けの内容を対象会社の取締役会に提示することが要求されることとなった。
- 買収者は、公開買付義務の発生後 1 時間以内に、公開買付けの事実を公表しなければならなくなった。
- 複数の公開買付者がいる場合における入札手続きが導入された。

2016年買収・合併コード及び証券委員会の新ルールは、マレーシアにおける公開会社の買収手続きにおいて様々な実務上の変更をもたらすものであり、マレーシアにおける公開会社の買収を検討する場合には事前に専門家と詳細な確認をすることが推奨される。

[最初のページに戻る](#)

台湾

海外 e コマース業者に対する VAT 課税の可能性

近時課題となっている e コマース（電子商取引）業者による VAT の課税逃れに対応するため、台湾財務省（MOF）は、近時、BEPS 行動計画 1 に基づき、国外の e コマース業者に対して VAT 課税を期するための登録義務を課す方向に踏み切ったことを明らかにした。

現行の VAT 法によれば、国外で支払われたオンライン上の e コマースに関する出費については、台湾の購買者が VAT の報告及び支払義務を負うことになっている。しかし、納税者による自発的な義務履行を促す措置が存在しないため、義務は事実上履行されていない状態である。台湾財務省としては、オンライン上の e コマースビジネスの発達・拡大に伴って VAT 法に基づく VAT 財源が著しく浸食されていると認識しており、それに対応するため、BEPS 行動計画 1 に基づく勧告に従って、VAT の域外適用措置の導入を決定した。当該措置の目的は、クロスボーダーで取引を行う e コマース業者に対して VAT 課税を行うための登録義務を賦課し、当該業者に対して VAT を（直接）納税させるようにするところにある。

MOF は、本年 8 月 17 日及び 25 日に会議を開催し、研究者や e コマース業者、関係政府機関の担当者を招聘して意見を聴取したが、これらの会議を経てもなお、確立した結論は未だ出ていない状態である。MOF としては、新法令を 2017 年 1 月 1 日から実施することを見据えて、法令の一次案を 9 月末までに公表する予定だ。上記 2 回の会議において特に重要と思われる議論の骨子は下記の通り。

1. 新 VAT 措置の適用は BtoC 取引に限定される見通し。BtoB 取引については現行のリバースチャージシステム（商品や役務の提供を受けた者が納税義務を負う方式）が維持される予定。
2. 海外の e コマース業者のコンプライアンスにかかる費用を最小化するために、新 VAT 措置は可能な限り単純化されるべきである。
3. 台湾 VAT の対象となるオンライン取引の範囲を、物品の消費地によって決定するか、購入者の住所地によって決定するかについては依然未定である。
4. 新 VAT 措置の下では、仕入税額控除制度は認められない方向。
5. VAT の登録によって所得課税がなされる場合があるか否かについては今後明らかにされる予定。

なお、各 e コマース業者ごとに業界特有の問題点を抱えていることから、MOF は、ドラフトの公表が完了するまでの間、希望する会社を対象とした個別ディスカッションの機会を設けている。

新法の実施予定日まで残り 3 か月ほどしかないため、海外 e コマース業者としては、新法が適用されるまでの間に、MOF との間で明確化しておくべき問題がないか否かを確認するため、現状のオペレーションを見直す機会を設けることが望ましい。最も重要なのは、来年 1 月 1 日に実施される新法の要件に該当するか否かについて、各会社それぞれの MIS システム、ビジネスプロセス及び法的文書などを確認し、見直すことである。

なお、外国法人による BtoC の電子役務提供及びデジタルプロダクトの販売に対する消費税/VAT の課税は、日本（2015 年 10 月 1 日施行）や韓国（2015 年 7 月 1 日施行）においても相次いで導入されており、この流れは他国にも拡大することが予想される。世界的にオンラインでの BtoC 取引を行っている本邦多国籍企業においては、納税義務のみならずシステム等の変更等を迫られる改正となるため動向には注視する必要がある。

[最初のページに戻る](#)

米国

Proposed Regulation 385 に関する公聴会

本年4月に財務省から発表され注目が集まっている、一定の金銭貸借取引を資本取引として取り扱うことにより、米国における支払利息の損金算入を制限する Proposed Regulation 385 について、7月14日にワシントン DC で公聴会が開かれ、ペーカー&マッケンジー、ワシントン DC 事務所の Joshua D. Odintz 及び Joseph (Jud) B. Judkins を含む、業界団体、法律事務所及び会計事務所を代表する 16 人/組のコメンテーターがコメントを行った。

この公聴会では、1 名を除く全てのコメンテーターが Proposed Regulation の完全撤回か、大幅な修正を主張し、また、この草案は影響が非常に広範囲に及び、草案通りに最終化された場合には、当該規則が規制しようとする取引等に関係のない産業界や取引に対してまで著しい影響を及ぼすとコメントした。一部のコメンテーターからは、そもそものこのような規則の有効性や財務省にこのような規則を導入する権限があるのかという疑問も提起された。なお、財務省が Proposed Regulation を完全撤回しない場合には、適用開始時期を 2019 年 1 月 1 日以降にするなど大幅に延期することを多くのコメンテーターが要求した。

上述の通り、完全撤回を求める声が出たものの、財務省は草案の最終化を早期に行うと宣言していることを考えると、撤回の可能性は非常に低いと思われる。今後財務省は、寄せられたコメントについてレビュー及び検討し、9 月前後の草案の最終化に向けて作業を行っていきとしていたが、作業量の膨大さを考えると今秋あたりの最終化が現実的だと思われる。

[最初のページに戻る](#)

欧州

英国

英国現代奴隷法に基づく声明公表義務の期限が迫る

2015 年 3 月 26 日に英国にて制定された英国現代奴隷法 (Modern Slavery Act 2015) は、一定の事業団体に対し、当該事業団体のサプライチェーン及びその他の事業活動の過程において取り組まれた、奴隷及び人身取引防止のための措置の公表を義務付けている。本年 3 月 31 日以後に事業会計年度を終える企業は、2015-16 年度の会計年度について声明公表義務を負う。内務大臣の定めたサプライチェーンにおける透明性等実務ガイド (Transparency in Supply Chains etc. A Practical guide) は、事業団体の会計年度の末日から 6 ヶ月以内に声明を公表することが望ましいとしており、例えば、本年 3 月 31 日に会計年度を終了する企業は、本年 9 月末日までに声明を公表することが推奨されている。

声明公表義務の対象となるのは、(a) 英国で事業の全部又は一部を行い、(b) 商品又はサービスを提供し、かつ、(c) 3,600 万ポンド以上の年間売上を有する、(d) 会社又は組合である。会社又は組合には、日本で設立された法人又は組合も含まれ、年間売上の算定対象は、英国で事業の全部又は一部を行う会社のみならずその子会社 (英国で事業を行うか否かを問わない) の売上額も含まれる。なお、実務ガイドは、これらの要件を完全には満たしていない場合であっても声明公表義務を実施することを推奨している。

声明公表は、①企業の組織構造・事業・サプライチェーン、②奴隷及び人身取引に対するポリシー、③事業やサプライチェーンにおける、奴隷及び人身取引に関するデューディリジェンス・プロセス、④奴隷及び人身取引のリスクがある事業やサプライチェーンの特定、及び当該リスクの評価・対処する

ための措置、⑤奴隷及び人身取引の防止に向けた措置の実効性についての適切な指標による評価、⑥奴隷及び人身取引に関する、従業員向けトレーニング及び能力開発、を含むことが推奨されている。但し、実務ガイドによれば、初めての声明公表においては、奴隷及び人身取引防止に関する取組みを開始したこと並びにこれに実効性を持たせるための行動計画が示されるだけでも足りるとされている。

声明公表義務に違反した場合、レピュテーションリスクが生じることはもとより、法的制裁として英国内務大臣が高等法院に対して該当企業に法の遵守を要求するための仮処分を申立てをすることができ、さらに当該企業がかかる仮処分に従わなかった場合には、裁判所侮辱として金額無制限の罰金刑が科され得ることになっている。

したがって、英国で一部事業を行っている又は英国に現地子会社を設立している企業においては、自社又は子会社が英国現代奴隷法の声明公表義務の対象となっている否か確認し、対象となっている場合には、声明公表のための情報収集及び準備を早急に進める必要がある。また、英国で事業を行っていない又は英国に現地子会社が存在しない企業であっても、英国企業との取引がある場合には、当該英国企業から、英国現代奴隷法コンプライアンスに関わる協力要請があった際にも混乱なく円滑に対応できるよう、事前に当該取引担当部署・担当者に状況を説明しておくことが望ましい。

[最初のページに戻る](#)

ルクセンブルク

新会社法の施行

ルクセンブルクでは、会社法の近代化に関する法律が本年8月19日に官報において公布され、同月23日に施行されている。改正会社法は、施行日より効力を生じるが、施行日より前に設立された会社については、改正会社法に対応するための定款変更に関して2年間の猶予期間が認められている。改正会社法の内容は広範囲に亘るが、主要な内容は以下の通り。

- 全ての会社形態に適用される改正点としては、全株式が単独株主によって保有されることとなった場合の清算手続きを経ない解散及び全資産譲渡の手続き、全ての会社形態における公募社債を含む社債発行の整備（S.à r.l. (société à responsabilité limitée) においては転換社債の発行も可能）、株主総会決議の無効請求手続きにつき6か月の期間制限の導入、10%少数株主による取締役会に対する質問権、株式の用益権（usufruct）及び用益権負担付所有権（bare ownership）の導入、会社形態の変更の手続きの導入、オプション契約等の株式に係る契約の有効性の明確化等が挙げられる。
- SA (société anonyme) については、額面未満での株式発行、現物出資規制の改正、異なる額面の株式発行、株式の譲渡制限条項等の株式資本に関する改正、新しい利益相反ルール、取締役会の権限を委任する委員会の設置、経営委員会及び最高経営責任者の導入、書面決議の導入などの会社経営に関する改正、出席株主リストの義務化、10%少数株主による総会の延会、取締役会による違反株主の議決権の停止、株主資本の半分を毀損する損失に関する取締役会又は監査役会の報告義務等の株主総会に関する改正等がなされている。
- SAを簡略化した会社形態であるSAS (société par actions simplifiée) が導入された。特段の定めがない限り、SAに適用される規定は原則としてSASにも適用がある。SASはガバナンス体制の構築について柔軟

な制度設計が可能となっている。SASの株式は譲渡可能であるが、公募を行うことはできない。

改正会社法によって、ルクセンブルク法人のガバナンスストラクチャーの柔軟性が増し、多国籍企業、プライベートエクイティや国際的な投資ストラクチャーを検討している投資家にとってルクセンブルク法人の利便性がより高まると期待される。

[最初のページに戻る](#)

英国

UK resident non-domiciliaries に対する課税制度の改正

2015年夏の予算案で発表されていた英国国内に本拠をもたない居住者（UK resident non-domiciliaries（RNDs））に対する課税制度の改正案に関連して、2016年8月19日、英国政府はコンサルテーションドキュメントや法案などの詳細を公表し、この改正を2017年4月から導入する予定であることが正式に発表された。現行法では、過去20年間に17年間、英国の居住者であったRNDsは、英国に本拠地がある居住者とみなされ、英国の相続税の課税関係が発生するとされるが、所得税やキャピタルゲインタックスに関しては、そのような「みなし」規定は存在しなく、国外所得については送金ベースでの課税を選択することが認められていた。

改正案では、過去20年間に少なくとも15年間、英国の居住者であった個人（「15/20テスト」）は、英国税務上、英国に本拠があるとみなされることになり、主に以下のような影響が生ずる。

- 15/20テストにより2017年4月に英国に本拠があるとみなされることになった個人が英国国外に有する資産については、2017年4月5日における時価をもって取得価額とすることができるとされている。つまり、同日までに未実現のキャピタルゲインは英国でキャピタルゲイン課税を受けないこととなる。
- 2017年4月に英国に本拠を持つとみなされることになりこれまで送金ベースの課税を選択していたRNDsは、今後は送金ベースでの課税を選択することができず、英国国外で生じた所得及びゲインについても英国で課税を受けることになる。
- 英国に本拠を持たない者（または、これらの者により設定された信託）が直接または間接に所有する全ての英国の居住用財産が、相続税の課税対象とされる。現行税制では、英国に本拠を持たない者が直接所有する居住用財産のみが相続税の対象とされているため、海外に設立した法人等を通じて間接的に英国財産を所有するというプランニングが一般的に行われているが、このようなプランニングは今後有効ではなくなる。

改正案が与える影響の大きさを考えると、本改正の対象となる可能性のある個人は2017年4月の施行に十分な余裕をもって、課税関係や所有する資産について専門家によるレビュー及び検討を行うことが推奨される。

[最初のページに戻る](#)